

2018年3月30日

株式会社オロ

代表取締役社長 川田 篤

問合せ先： 管理本部 03-5724-7001

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上のため、社会・経済環境の変化に即応した意思決定が出来る組織体制を永続的に運用することであります。

その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主、取引先、従業員等すべてのステークホルダーに対する責務を果たしていくとの認識のもと、以下の通りコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-2】 当社は、株主総会招集通知につきまして、法定より早期の発送を実施しており、ウェブサイトでの公表も TDnet 及び当社 IR ページにて開示しております。今後は、株主総会招集通知発送前での TDnet 及び当社 IR ページでの開示について検討してまいります。

【補充原則 1-2-4】 当社は、現時点において株主総会における議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳等は実施しておりません。今後の株主数や株主構成の変化等の状況に応じて、実施を検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】 英語での情報の開示・提供については、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4-1-2】 当社は、単年度の業績目標の達成を最重要課題としております。持続的な成長を実現していくためにも、中期的な視点に立った経営ビジョンや戦略立案が重要と考えており、業界環境の動向、施策の効果検証などに確信が持てた段階で中期経営計画を公表する予定です。

【補充原則 4-2-1】 当社経営陣の報酬は、毎年の定時株主総会後の取締役会において議案として決定しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬の適切な設定については、今後検討してまいります。

【補充原則 4-10-1】 当社は、監査役会設置会社です。また当社の独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の関与・助言を得ておりません。

【補充原則 4-11-3】 当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については検討してまいります。

【補充原則 4-12-1】 当社は、取締役会の会議運営に関し、会日に十分に先立って資料が事前共有されるよう努めておりますが、不完全な共有となった取締役会がございました。今後は十分に事前共有できるようさらに努めてまいります。

【補充原則 4-14-2】 当社の各取締役及び各監査役は、それぞれ選任時に、その人格、能力、知識及び経験等を勘案し、求められる役割と責務を十分に果たし得るとの判断をしており、各取締役及び各監査役は、セミナーの参加や書籍の購入等を通じ、必要な知識の習得を継続的に行っておりますが、各取締役及び各監査役に対するトレーニングの方針は定めておりません。今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】 当社は、当社グループの中長期的な発展、業務提携、取引関係強化等に資すると判断した場合に政策保有株式を保有することがあり、現在、政策保有株式を保有しております。

(i) 政策保有に関する方針

- ・対象会社との中長期的な取引関係の継続・強化又は協働でのビジネス展開等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に保有します。
- ・政策保有では健全性に留意し、保有リスクの適正な把握とこれに応じたリターンなどを考慮し、その経済合理性を確保します。

(ii) 政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権行使においては、対象会社や議案に応じ、以下の点を確認のうえ総合的に判断して行使又は不行使を決定します。

- ・当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか。
- ・対象会社の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。

【原則 1-7】 当社は、関連当事者間の取引について、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意して、取締役会規程および顧問弁護士のアドバイスに従い、当社取締役会の承認を得ることとしております。

【原則 3-1】 (i) 当社の経営理念等を、当社ホームページ及び決算説明資料等により開示しております。(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コードの各原則を踏まえ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。(iii) 各取締役の報酬額は、株主総会での決議を得て、取締役会にて決議しております。(iv) 取締役及び監査役の候補者の指名にあたっては、人格、経験、能力及び知見等を総合的に判断し、その職務と責任を全うできる適任者を選定することとし、取締役候補者は取締役会での検討、監査役候補者は監査役会の協議及び同意を得て、取締役会での審議のうえ、株主総会に上程し決定しております。(v) 取締役候補者及び監査役候補者の経歴等、個々の選任・指名に関する説明は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則 4-1-1】 当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要な事項の意思決定を行っております。取締役会で決定する事項以外の審議及び決定については、「組織規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社の経営陣に委任しております。

【原則 4-8】 当社は、独立社外取締役を2名選任しております。高度な専門的知識・見識を有する独

立社外取締役を招聘し、客観的かつ中立的な意思決定 及び監督・監視により、経営体制の更なる強化・充実を図っております。

【原則 4-9】 当社は、独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たしていることに加え、その実績、経験及び知見からして、当社の取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外役員の候補者として選定しております。

【補充原則 4-11-1】 当社の取締役会は、当社の各業務の分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と高い見識を有する社外取締役により構成されており、現状において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性について問題ないものと考えておりますが、具体的の方針の策定及び開示については、今後検討してまいります。

【補充原則 4-11-2】 当社の取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて開示してまいります。

【原則 5-1】 当社の IR 活動は、IR・広報室を担当部署とし、経理担当、法務担当、人事担当、各事業部が連携して対応することにより、株主や投資家との建設的な対話の推進に努めております。また、経営トップ自らが出席する年 2 回の決算説明会に加え、個人投資家向けの会社説明会を実施するとともに、合理的な範囲で、個別面談の申込みにも対応する方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川田 篤	3,492,000	42.07
日野 靖久	1,876,000	22.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	349,000	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	313,200	3.77
藤崎 邦生	200,000	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	112,300	1.35
信太 孝一	96,000	1.16
株式会社 SBI 証券	80,700	0.97
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST(UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	704,00	0.85

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託B口)	67,000	0.81
----------------------------	--------	------

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取引を行う場合は少数株主保護の観点から、事前に取り締役会において当該取引の事業上の必要性や合理性、取引条件の妥当性等を慎重に検討する予定です。 なお、現在支配株主との取引は発生していません。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上 岳史	他の会社の出身者								○			
阪口 啓	学者											

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上 岳史	○	同氏が代表取締役を務めるハッピーテラス株式会社と当社との間で、ウェブインテグレーション業務に関する取引をしておりますが、取引条件は一般的取引条件と同様に決定しており、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はありません。	上岳史氏は、ハッピーテラス株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
阪口 啓	○	該当なし	阪口啓氏は、情報工学の学者として培われた高い専門知識や経験を有しております。これまでの知識や経験をもとに、当社の経営全般に対して学術的な観点から助言をいただくとともに、当社技術部門におけるリスク管理の強化及び業務執行に対する監督機能の拡充に寄与していただけるものと判断しました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新任の独立役員として選任いたしました。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(2)

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査人は、監査上の問題点や課題、また内部統制に関する報告等について必要に応じて意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 誠一	他の会社の出身者													
廣岡 穰	公認会計士													
大 毅	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 誠一	○	該当なし	鈴木誠一氏は、企業活動を通じて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営管理面等で適切な監査ができると判断しております。 また、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
廣岡 穰	○	該当なし	廣岡穰氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映いただくため、選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、当社と同氏は継続的な顧問契約は締結しておらず、当社と同氏及び同氏が代表を務める廣岡公認会計士事務所との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

大 毅	○	該当なし	大毅氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としております。その専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、当社と同氏は継続的な顧問契約は締結しておらず、当社と同氏及び同氏が代表を務める大総合法律事務所との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
-----	---	------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当なし

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ストックオプションの付与対象者	該当なし
-----------------	------

該当項目に関する補足説明

該当なし

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役においては、取締役会での協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額2億円以内、監査役の報酬限度額は平成25年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理本部が、社外監査役へのサポートは常勤監査役および管理本部が行っております。取締役会開催にあたり各議案に関する資料を事前に社外取締役、社外監査役を含む全役員に送付し、各役員から要請があった場合には事前に内容の説明を行うこととしております。
--

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

該当なし

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○取締役会 取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、当社の業務執行における意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役を招聘し、経営者としての長年の経験と幅広い知見に基づいた意思決定と社外からの監督を可能とする体制を構築しております。 ○監査役会 監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査役会規則に基づき、監査方針、監査計画を策定し、監査内容等の情報共有を行っております。常勤監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。
--

○M5 ミーティング

M5 ミーティングは、取締役、常勤監査役及び一定以上の幹部社員で構成され、週1回開催し、権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報共有を行っております。

○リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、取締役、常勤監査役及び一定以上の幹部社員で構成され、定期的に行われ、当社のリスク分析、リスク対応政策の進捗状況等、内部通報制度の維持と状況報告を行い、情報共有を行っております。

○内部監査室

内部監査室は、選任の1名により構成され、当社グループの組織や制度及び業務が、経営方針並びに法令および諸規程に準拠し、効率的な運営となっているかを検証、評価、助言を行っております。これにより、法令違反、不正、誤謬の防止、正確な情報提供、財産の保全、業務活動の改善に努めてまいります。

○会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人が監査を実施しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の継続的な向上のため、社会経済環境の変化に即応した意思決定ができる体制を適宜見直すこととしております。現状の社会経済環境、当社の状況のもとでは、社内の取締役による業務執行に対して、社外監査役3名で構成される監査役会、社外取締役による中立的な立場での監視監督が行われることで、透明性、柔軟性を持つ経営とその監視監督の実現ができると考えているため、本体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案を検討する十分な時間を確保できるよう、株主総会招集通知につき法定より早期の発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席頂けるよう、株主総会の設定は集中日を回避するようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子公司プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程において、当社は、企業活動において、社会規範・信義則に反するような行動を厳しく律し、ステークホルダーよりさらに厚い信頼を得るように努める旨、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化対策のため、低炭素社会実現に向けた気候変動キャンペーン「Fun to Share」に賛同しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規程において、当社は、ステークホルダーに対して、会社情報を適時・適切に開示することを重要な責務と考えている旨を定め、金融商品取引法、会社法、その他関連法令および証券取引所の規程などが要求する会社情報の開示を行うことはもとより、会社経営の透明性を高め、当社の企業価値が適正に評価されるよう、適時開示体制を整備し、積極的な会社情報の開示に努めることとする旨定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムを整備しております。

1. 経営理念

「社員全員が世界に誇れる物（組織・製品・サービス）を創造し、より多くの人々（同僚・家族・取引先・株主・社会）に対してより多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となる。そのための努力を通じて社員全員の自己実現を達成する。」

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）「企業倫理規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

（２）取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動指針」を定める。

（３）法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。

（４）取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。

（５）監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

（６）内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

（７）コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（１）取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

（２）取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。

(2) リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(2) 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

(3) 経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

(4) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

(5) 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。

(2) 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。

(3) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。

(4) 当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。

(2) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ア 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

イ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。

ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

(2) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。

(3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機

関連びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力との関係を遮断し、たとえ不当な要求を受けたとしても、一切屈することなく毅然として対決する。」と規定しております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、所管部署は管理本部とし、責任者を管理本部長としております。

具体的な取り組みとしては、新規取引先については、複数の情報サービスを利用して情報収集をおこない事前に反社会的勢力との関係の有無を調査しております。継続取引先についても、定期的に反社会的勢力との関係の有無の調査を行い、少なくとも1年に1度、全取引先の調査を行っております。

また、取引を開始する際には、発注や他の契約締結に先行して取引先と「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

役員、従業員に向けては、主要な研修・会議等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。

外部との連携としては、目黒地区特殊暴力防止対策協議会にも加入し、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、所轄警察署等から、情報収集や協力が得られる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

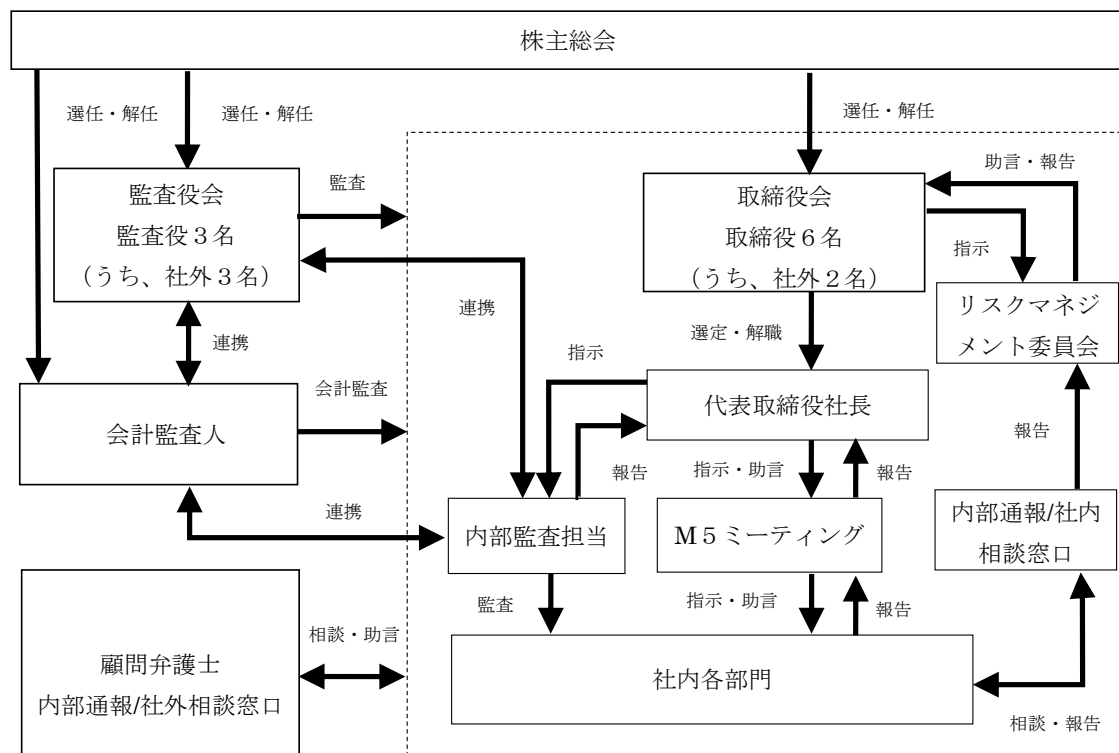
(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

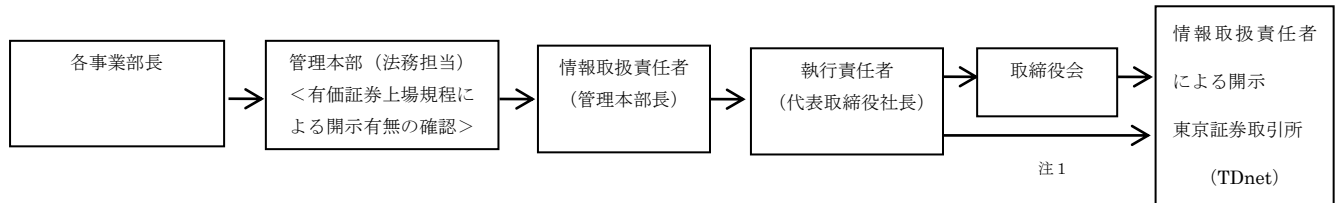
当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。当社は、管理本部長を情報取扱責任者としており、役員、従業員から収集された情報は、逐次、管理本部に集められ、適時開示体制の概要(模式図)に記載する手続きに従って公表すべき情報は、適時に公表してまいります。また、役員、従業員に対する適時開示の重要性の周知、啓蒙については、機密情報や個人情報の管理とともに、随時教育を行っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

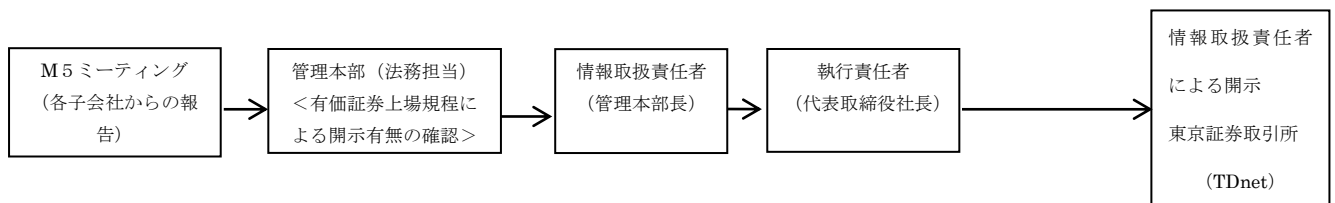
＜当社グループの決定事実・決算に関する情報等＞



注1 取締役会を経ないで開示した場合は、開示後遅滞なく取締役会に報告する。

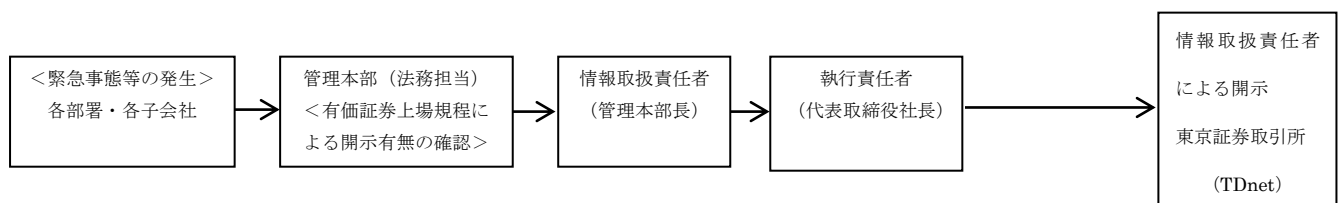
* 上記フローの中で、事案に応じて監査役から開示有無に係わる意見陳述を受ける。

＜子会社に係る決定事実に関する情報＞



* 上記フローの中で、事案に応じて監査役から開示有無に係わる意見陳述を受ける。

＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞



* 上記フローの中で、事案に応じて監査役から開示有無に係わる意見陳述を受ける。

以上